

農業委員会等に関する法律第7条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年度三鷹市農業委員会活動指針

令和6年3月21日

三鷹市農業委員会

三鷹市農業委員会は、地域農業者の代表、地域の世話役として行動する農業委員を目標に、以下の視点にたって標記指針を定め、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与するという「農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」という。）」の目的に資するものとします。

I 基本方針

都市農業・農地は、新鮮で安全な農産物を供給するほか、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業政策に対する理解の醸成等の多くの役割が期待されています。このような中、「特定生産緑地制度」や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、「都市農地貸借円滑化法」という。）」等の法制度が整備されました。

農業委員会では、市都市計画課及び東京むさし農業協同組合三鷹支店と連携して、特定生産緑地制度の周知や指定手続きや「都市農地貸借円滑化法」の周知を図り、令和4年度は、指定告示より30年目を迎えた生産緑地地区の95.6%以上が特定生産緑地地区に指定がされるとともに、都市農地貸借円滑化法による生産緑地の貸借が10件となるなど、一定の成果を上げることができました。

しかし、都市農業を取り巻く環境は、依然として、相続等による農地の減少、農業従事者の高齢化、後継者の確保や農業経営の安定性など厳しいものがあります。

今後も、都市農地を守り、都市農業を振興していくために、農業委員会が果たすべき役割の重要性が一層増していることから、農業委員会は、地域農業者の代表者として、農業者の期待に応え、意欲的に各種事業活動を展開します。

II 活動計画等

1 会議開催等

農業委員会法第6条に規定する所掌事務を円滑に行うため、定例総会等を開催するとともに、役員会や部会等を設置するなど組織的に活動します。

(1) 総会

農業委員会法第6条に規定する所掌事務を円滑に行うため、毎月20日（土・日曜・祝日の場合はその前後日）に定例総会を開催します。

(2) 役員会

会長、職務代理者、各部会（農政部会、農地部会、経営部会）の長をもって毎月開催します。

(3) 部会等

委員会の活動を円滑に推進するために次の部会を置き、必要に応じて会議を開催するとともに、各種活動を担当します。

ア 農政部会

広報紙の作成及び農業振興や農地税制度等に関する周知等に関すること

イ 農地部会

農地利用状況調査及び農地の保全と有効利用の促進等に関すること

ウ 経営部会

農業経営改善計画認定審査等並びに農業経営の合理化及び改善の推進等に関すること

エ 農の四季コンテスト実行委員会

市民参加による農の四季コンテストの実施等に関すること

2 各種活動

(1) 令和6年度活動の重点項目

今年度は、以下の項目を重点に活動を推進します。

ア 地域農業の確立

イ 生産緑地地区追加指定や都市農地の貸借の適切な運用等による農地の利用の最適化の推進

ウ 遊休農地の発生防止

エ 農業委員会だよりの発行

オ 農の四季コンテストの実施や農業イベント支援等による農業者の農地管理に対する意識・意欲向上及び市民の都市農地・都市農業への理解の醸成

カ 学校給食における市内産農産物使用拡大等の支援

キ 農地法等の周知及び適切な運用

ク 農業経営改善計画認定の推進等による担い手の育成

ケ 各立毛共進会や品評会、緑化事業等の支援による農業経営支援活動

(2) 農地の利用の最適化を推進する活動

重点項目のうち、農地の利用の最適化については、農業委員会法に位置づけられている「農地等の利用の最適化を推進する活動」を踏まえ、以下の取組を中心に農業委員による地域活動を進めます。

ア 農地利用状況調査の充実及び強化

イ 生産緑地制度の周知と追加指定の促進

ウ 都市農地貸借円滑化法の制度周知と活用の推進 など

(3) 遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法

重点項目のうち、遊休農地の発生防止については、前項の取組を通し、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組めます。

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価します。

単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（A/B）
現 状 (令和5年4月)	1 4 1 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和8年4月)	1 3 2 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和15年4月)	1 1 3 ha	0 ha	0 %

※管内の農地面積の現状は、令和4年度固定資産概要調書より

(4) 統一活動の推進に向けた具体的な活動

ア 農業委員会組織活動

(ア) 農業者の意見集約と関係行政機関への意見提出

(イ) 市民と農との触れ合いの場の提供

イ 農業委員日常活動

(ア) 農地の肥培管理と利用の促進

(イ) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの活用

(ウ) 情報活動の推進強化

(エ) 東京都農作物生産状況調査等の調査研究

3 関係機関・団体との連携

東京都、一般社団法人東京都農業会議、北多摩地区農業委員会連合会、東京むさし農業協同組合、三鷹市、三鷹市認定農業者連絡会、三鷹市都市農業市民交流協議会、市内各農業団体、各市区町村農業委員会及び関係団体と連携し活動します。